

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

平成15年7月11日(金) 第1456号

毎週火・金曜日発行

	目	次			
	訓	令			
山形県蔵王ダム操作規則の一部を改正す	する訓令			(河川砂防	課)…882
	告	示			
		-			·
徴税吏員証の無効				•	
指定居宅サービス事業者の指定 指定居宅介護支援事業者の指定			•		誅 <i>)</i> 回 ) 同
指定介護療養型医療施設の指定			•		,
山形県漁業後継者育成資金利子補給金3			• • •		
平成15年度定期種畜検査に係る種畜証				•	
家畜伝染病発生の届出				( 同	)884
国土調査の成果の認証				(農村計画	課)同
同				(  同	)885
土地改良区の定款変更の認可			•		
民有保安林の指定施業要件の変更の予定				-	-
道路の区域の変更			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
県道の供用の開始			•	同	)…同
開発行為に関する工事の完了			-		-
道路の区域の変更 同			•		誅 <i>)</i> 回 ) 同
			`	in 同	)888
双目足07//1107/6741			(	1-3	)000
	人事委員	員会関係			
	規	則			
	况	되]			
山形県人事委員会規則4-1(職員の何	壬用に関する麸	見則)の一部を改正	Eする規則		同
<b>ب</b>	]水面漁場管	理委員会関係			
	告	示			
内水面における区画漁業の免許内容につ	ついての公職会	会の開催			同
	公	告			
社団法人全国公営住宅火災共済機構の紹	経営状況			(管財	課)889
特定非営利活動法人の定款変更の認証の	の申請		(置賜総合	支庁企画振興	課)890
同			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
平成15年度職業訓練指導員試験の実施.				•	
一般競争入札の公告				•	
包括外部監査の結果に基づき講じた措施	<b>直</b> の公表			( 監査委	貝)892

正

誤

881

訓令

山形県訓令第17号

土 木 部

村山総合支庁

山形県蔵王ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県蔵王ダム操作規則の一部を改正する訓令

山形県蔵王ダム操作規則(昭和45年11月県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「建設省山形工事事務所」を「国土交通省山形河川国道事務所」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

## 山形県告示第703号

次の徴税吏員証は、無効である。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 番 号 第3570号

2 交付年月日 平成14年4月1日

3 所 属 置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課

4 氏 名 加藤 友晴

# 山形県告示第704号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		居宅サービスの 種類			指定年月日	
有限会社ひなたぼっこ 米沢市舘山一丁目 1 - 155	ひなたぼっこデイサービスセンター 米沢市舘山一丁目2-6-2	通	所	介	護	平成15.6.25	

# 山形県告示第705号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ひなたぼっこ	ひなたぼっこ指定居宅介護支援事業所	平成15.6.25
米沢市舘山一丁目 1 - 155	米沢市舘山一丁目2-6-2	一次13.6.25

#### 山形県告示第706号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定介護老人福祉施設の名称	所 在 地	指定年月日
健生ふれあいクリニック	酒田市泉町 1 番16	平成15. 6.27

#### 山形県告示第707号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程(平成5年9月県告示第1004号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項を次のように改める。

この規程において「漁業後継者育成資金」とは、漁業近代化資金助成法(昭和44年法律第52号)第2条第3項に 規定する漁業近代化資金のうち、漁業後継者等が資本装備を高度化するために必要な資金で、融資機関が同項第4 号に規定する農林水産大臣が定める利率(以下「基準利率」という。)から年1.0%を減じて得た利率(以下「算定 利率」という。)以下の利率(算定利率が年0パーセント以下になる場合には無利子とし、一の漁業後継者等に係る 貸付額が6,000万円を超える場合には、当該超える部分については、基準利率以下の利率とする。)で漁業後継者等 に貸し付けを行うものをいう。

別記様式中	半年間積数	×	0.01 365	=		を
Γ					に改める。	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成15年4月18日から適用する。

# 山形県告示第708号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付を した旨の通報があった。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

証明書	家畜の	品種	名前	飼 養	者
番 号	種 類		_ <u>f</u>	住 所	名 称
平 15 山形県 1 第 1 号	牛	黒 毛 和 種	朝茂	新庄市大字鳥越字一本松 1076番地	山形県農業研究研 修センター
平 15 山形県 1 第 2 号	同	同	安鶴165	同	同
平 15 山形県 1 第 3 号	同	同	安秀165	同	同
平 15 山形県 1 第 4 号	同	同	北茂糸	同	同
平 15 山形県 1 第 5 号	同	同	北景茂	同	同
平 15 山形県 1 第 6 号	同	同	吉北藤	同	同

報

平 15 山形県 1 第 7 号	同	同	信北国	同	同
平 15 山形県 1 第 8 号	同	同	出羽王	同	同
平 15 山形県 1 第 9 号	同	同	平安菊	同	同
平 15 山形県 1 第 10 号	同	同	平紋茂	同	同
平 15 山形県 1 第 11 号	同	同	紋重桜	同	同
平 15 山形県 1 第 12 号	豚	ランドレース種	ヤマガタ02 - 9342	酒田市大字浜中字八窪 1	山形県立養豚試験 場
平 15 山形県 1 第 13 号	同	同	ヤマガタ02 - 9391	同	同
平 15 山形県 1 第 14 号	同	大ヨークシャー種	ゼンノーダブル - 02 01 - 2300	同	同
平 15 山形県 1 第 15 号	同	同	トミチク10 - 7030 ヨーク5450 - 5807	同	同
平 15 山形県 1 第 16 号	同	デュロック種	ミヤチクシモフリレッ ド02 - 34	同	同
平 15 山形県 1 第 17 号	同	同	フジロック538 - 011412	同	同
平 15 山形県 1 第 18 号	同	同	ゼンノーデ - 01 02 - 2357	同	同
平 15 山形県 1 第 19 号	牛	黒 毛 和 種	波紋昌	東田川郡三川町大字猪子 甲82番地の1	佐藤正寿
平 15 山形県 1 第 20 号	豚	大ヨークシャー種	ジャーメスベンドカ トー2 - 5915	東田川郡羽黒町大字高寺 字上野山80番地	加藤恒保
平 15 山形県 1 第 21 号	同	ランドレース種	ヤマガタ00 - 7015	同	同
平 15 山形県 1 第 22 号	同	デュロック種	マックリーンゲインカ トー6 - 3390	同	同

# 山形県告示第709号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

家畜伝染病 の 種 類	家畜の種類	患畜、疑似 家 畜 の 別	頭数	発	生	場	所	発 生	年	月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東置賜	郡高畠町大字竹	竹の森3469		平成	15.	6.25

# 山形県告示第710号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 調査を行った者の名称

白鷹町

2 調査を行った期間

平成13年5月22日から平成15年2月20日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付のあった地図及び簿冊の名称

白鷹町地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字下山、大字佐野原の各一部

5 認証年月日

平成15年7月7日

山形県告示第711号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 調査を行った者の名称

金山町

2 調査を行った期間

平成13年5月22日から平成15年3月13日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

金山町地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字金山、大字安沢の各一部

5 認証年月日

平成15年7月7日

山形県告示第712号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 土地改良区の名称

日向川土地改良区

2 事務所の所在地

飽海郡八幡町大字市条字村ノ前68番地の1

3 認可年月日

平成15年6月30日

山形県告示第713号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

飽海郡遊佐町大字吹浦字西楯7 - 2 (次の図に示す部分に限る。)、7 - 25、7 - 31、9 - 2、9 - 7から9 - 9まで、9 - 23、9 - 24、21 (次の図に示す部分に限る。)、71 - 1

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(4) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字西楯71 - 1 (次の図に示す部分に限る。)

- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

飽海郡遊佐町大字吹浦字西楯7-2(次の図に示す部分に限る。)、7-25、7-31、9-2、9-7から9-9まで、9-23、9-24、21(次の図に示す部分に限る。)、71-1

(2) 保安林として指定された目的

潮害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字西楯71 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第714号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月11日から同年7月24日まで縦覧に供する。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字松原字谷地803番1から		旧	144.0メートル ≀	メートル
同 字八ヶ森1234番11まで		į	33.8	.,
山形市大字松原字谷地803番1から	新	同上	メートル 2,215	
同 字雨ヶ沢1544番2まで		क्र≀।	10 1	2,213

## 山形県告示第715号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月11日から同年7月24日まで縦覧に供する。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1路線名山形上山線
- 2 供用開始の区間 山形市大字松原字谷地803番1から

同 字雨ヶ沢1544番2まで

3 供用開始の期日 平成15月7月11日

山形県告示第716号

次の開発行為は、完了した。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 許可番号

平成15年5月29日 指令村総建第5004号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上山市北町字三千刈810 - 3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山形市小白川町 5 - 7 - 19

岡崎 枝里子

山形県告示第717号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月11日から同年7月24日までに縦覧に供する。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 湯田川大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大字白山字西木村2番1から同 1番2まで		IΒ	15.8メートル ≀ 13.2	メートル
同	上	新	14.0メートル ≀ 13.2	同上

#### 山形県告示第718号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月11日から同年7月24日までに縦覧に供する。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市馬場町12番19から 同 4番8まで		IΒ	27.2 メートル ・ 11.6	メートル 40
同	Ŀ	新	27.8 メートル ≀ 11.6	同上

山形県告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月11日から同年7月24日まで縦覧に供する。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 345号

2 供用開始の区間 鶴岡市馬場町12番19から

同 4番8まで

3 供用開始の期日 平成15年7月11日

# 人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年7月11日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

別表第4第1項に次の1号を加える。

(13) 言語聴覚士

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 内水面漁場管理委員会関係

告 示

山形県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項及び第130条第4項の規定により、内水面の区画漁業の免許内容等 について、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年7月11日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳

#### 1 日時及び場所

X	分	日	時	場	所
置賜地区に	こ係るもの	平成15年7月 午前10時から		米沢市金池七丁目 1 - 50 置賜総合支庁501会議室	
村山地区に	こ係るもの	平成15年7月 午後1時から		山形市松波二丁目 8 - 1 山形県庁301会議室	
庄内地区に	こ係るもの	平成15年7月 午前10時から		東田川郡三川町大字横山字袖東19 庄内総合支庁庄内12号会議室	- 1
最上地区に	こ係るもの	平成15年7月 午後1時から		新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁502会議室	

## 2 案 件

- (1) 免許予定日 平成16年1月1日
- (2) 申請期間 告示の日から平成15年10月31日まで
- (3) 免許の内容たるべき事項及び地元地区

		д <u>÷</u> г		ф	垃	· +		
- A		免 許 ·	の	内	容	た	る べ き 事 項	m. — m. ==
区分	漁業の 種 類	漁	≰ の	名 称	I	漁業時期	漁場の位置及び区域	地元地区
1	第二種	ت ا	養	殖	業	周年	南陽市高梨工堤地籍12番ほか9筆 古峯原沼	南陽市
2	同		同			同	同 大字爼柳地内 爼原	同
3	同		同			同		東置賜郡川 西町
4	同		同			同	天童市大字天童地内 愛宕沼	天童市
5	同	じゅん	っさし	\ 養 殖	業	同	村山市大字富並字大谷地4845番地 じゅんさい沼	村山市
6	同	<b>= 11</b>	養	殖	業	同	同 大字大槇地内 玉の木溜池	同
7	同	にじ:	ま す	養 殖	業	同	東根市大字羽入地内 小見川水源地及びその下流205メート ルまでの小見川	東根市
8	同	こい	養	殖	業	同	新庄市十日町字愛宕裏山地内 西山堤	新庄市
9	同		同			同		最 上 郡 舟 形 町
10	同		同			同		東田川郡朝 日村

(4) 存続期間 平成16年1月1日から平成20年12月31日まで

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成14年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数 1,277 加入戸数 886,173 戸 共済契約金額 5,866,226,756,000 円 火災共済掛金 1,124,273,085 円 被災戸数 347 戸 火災共済給付金 352,775,397 円 復興建築助成戸数 154 戸 復興建築助成金 67,109,969 円 住宅防火施設整備補助会員数 66 住宅防火施設整備補助金 27,610,600 円 628 戸 住宅災害見舞戸数 住宅災害見舞金 13,144,000 円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入 1,124,273,085 円

	平成15年7月11日(金曜日)	Щ	形	県	公	報 第1456号
	建物管理の部収入		55,2	11,622	円	
	その他の収入		366,0	55,153	円	
	当期収入合計(A)	1	,545,5	39,860	円	
	前期繰越収支差額		73,3	91,987	円	
	収入合計(B)	1	,618,9	31,847	円	
(2)	支出					
	事業費		522,5	51,875	円	
	管理費		276,9	82,564	円	
	建物管理費		22,1	77,473	円	
	特定預金等支出		736,3	51,730	円	
	当期支出合計(C)	1	,558,0	63,642	円	
	当期収支差額(A)-(C)		12,5	23,782	円	
	次期繰越収支差額(B)-(C)		60,8	68,205	円	

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年6月30日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人 ほほえみサービス米沢

(2) 代表者の氏名

柴田 信子

(3) 主たる事務所の所在地

山形県米沢市門東町二丁目7番21号

(4) 定款に記載された目的

本会は、「ほほえみとまごころ」をスローガンに、助け合いの精神を基に、一般市民を対象に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力しあって、創造的な福祉サービスを提供し、享受され、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年6月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人 庄内市民活動センター

(2) 代表者の氏名

仲川 昌夫

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市馬場町11-63鶴岡産業会館2階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鶴岡市および近隣町村のNPOや市民主体の街づくりなどのそれぞれで市民活動を進めている

市民活動グループへの支援や、地域づくりに関わっている団体相互のネットワーク化を推進しながら、市民参加型のまちづくり事業を実践することにより、NPOや市民活動の活性化を目指すなかで、市民一人一人の自立を推進することを目的とする。併せて、市民のNPOに関する教育・啓発活動にも積極的に取り組んでいく。

職業能力開発促進法(昭和44年法律64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。 平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 試験の日時及び場所
- (1) 日 時

平成15年9月12日(金) 午前11時から

(2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁601会議室

- 2 試験を実施する職種及び科目
  - (1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

(2) 科 目 指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学 科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を平成15年8月11日(月)から同月22日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用労政課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成15年8月11日(月)から同月22日(金)までの消印のあるものを有効とする。)。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、空港用化学消防車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年7月11日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
  - (2) 日 時 平成15年8月25日(月) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量

イ 空港用化学消防車 6,000リットル級 2台

- ロ 空港用化学消防車 3,000リットル級 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成16年12月10日
- (4) 納入場所 入札説明書による
- (5) 入札方法 (1)のイから口までごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。

- (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 10の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則 第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

- 10 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年8月7日(木)までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 11 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Reacue and Fire fighting Vehicle for airport (6,000 liter class) 2 vehicles Reacue and Fire fighting Vehicle for airport (3,000 liter class) 1 vehicles

- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 25, 2003
- (3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2723

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、山形県知事から、平成13年5月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成15年7月11日

 山形県監査委員
 鈴
 木
 正
 法

 山形県監査委員
 広
 谷
 五郎左工門

 山形県監査委員
 櫻
 井
 薫

 山形県監査委員
 濱
 田
 宗

外 部 監 査 実 施 機 関 名	監 査 結 果	措置の内容
総務部管財課	公有財産台帳の整理について 公有財産台帳(土地明細)及び財産に関する調書の廃川敷地及び廃道敷地面積に、 訂正する箇所がある。また、年1回は土木 部用地課及び道路維持課の台帳と突合が必 要である。	ては、所管課からの異動報告を速やかに行 うとともに、年1回それぞれの台帳の照合
	公有財産台帳の価格について 公有財産の価格の算出方法を明確にし、 公有財産台帳に価格を記載する必要があ る。	公有財産台帳の「価格」の欄へは、取得 価格及び路線価又は固定資産評価額を記載 することとした。
	普通財産貸付申請事務について 減免申請について、貸付先の事業内容や 利用状況が無償又は減額の趣旨に合致して いるかどうか毎年審査する必要があるもの と思料される。	「普通財産貸付取扱基準」を改正し、審 査の関係書類を提出させ、審査していくこ ととした。
	公舎使用申請について 公舎を必要とする理由が不十分である。	入居申請書の審査に当たっては、審査の 徹底を図ることとした。
山形県住宅供給公 社	会計処理について 公社の決算書は、全国的なルールとはいいながら、一般的な会計処理とは言い難い点も散見される。(原価見返勘定、退職給与引当金以外の引当金及び分譲団地の原価計算。)現在、全国住宅供給公社連合会では「会計基準」改正作業を進めており、新「会計基準」の動向を踏まえつつ、より合理的な会計処理及び決算書の作成に努める必要がある。	準が作成され、この新しい基準による本県 公社の会計基準を平成14年5月の理事会で 承認の上、平成14年度から適用することと

正誤

発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正		
平成15. 4.22 第1433号		571	16	楯岡二丁目	楯岡二日町		
同 5.2	第1436号	615	下から16	この規程を定めるところによる	この規程の定めるところによる		
同	同	同	下から11	特定講習指導員という	特定講習指導員をいう		
同	同	620	下から11	直線隘路コース	直線狭路コース		
同	同	634	3	指定講習期間名	指定講習機関名		

同	同	637	下から8	求められた時は	求められたときは
同 5.2	号外(52)	13	26	指定知的障害者更正施設等を 次のとおり	指定知的障害者更生施設等を 次のとおり
同	同	同	30	指定知的障害者更正施設等の 設置者	指定知的障害者更生施設等の 設置者
同	同	同	31	指定知的障害者更正施設等の 名称	指定知的障害者更生施設等の 名称
同	同	同	同	指定知的障害者更正施設等の 種類	指定知的障害者更生施設等の 種類
同	同	同	35	指定知的障害者更正施設根っ こ杉	指定知的障害者更生施設根っ こ杉
同	同	同	36	指定知的障害者更正施設	指定知的障害者更生施設